

八王子市特定給食施設等指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「規則」という。)及び同法施行細則(平成 19 年八王子規則第 81 号。以下「細則」という。)に基づく特定給食施設に対する指導及び助言(以下「指導」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指導の目標

特定給食施設において、利用者の健康維持増進を図るため、規則第 9 で定める栄養管理基準を遵守するとともに、施設の特性に応じた適切な栄養管理が実施されることを目標とする。

第3 栄養指導員

特定給食施設に対する指導は、法第 19 条の規定に基づき、市長が任命した栄養指導員が行うものとする。

第4 施設の把握

栄養指導員は、細則第3条に規定する特定給食施設の事業の開始、変更及び廃止(休止)の届出により、特定給食施設台帳を整備し、及び保管するほか、調査等を実施し、個々の施設の実態把握に努めるものとする。

第5 計画

栄養指導員は、「八王子市特定給食施設等指導計画」を作成し、対象施設に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

第6 管理栄養士の必置指定

保健所長は、細則第4条第1項の規定により管理栄養士の必置を指定した施設が管理栄養士を配置していないときは、八王子市特定給食施設関係不利益処分等要綱(以下「不利益処分等取扱要綱」という。)に基づき、当該施設の設置者に対して指導するものとする。

第7 指導

栄養指導員は、特定給食施設に対して、法第 18 条第1項第 2 号及び第 22 条に基づき、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 細則第5条に基づく指導票は、別記様式第1号から別記様式第3号に定めるところにより必要に応じて交付する。

3 前項の規定に基づく指導票の交付を受けた設置者が、適切な栄養管理を行わないときは、

不利益処分等取扱要綱に基づき、当該施設の設置者に対して指導するものとする。

第8 栄養管理報告

細則第6条に規定する給食の報告(以下「栄養管理報告書」という。)は、別記様式第4号から別記様式第6号に定めるところによる。

2 栄養管理報告書は2部提出することを求め、1部は市で保管し、1部は保健衛生事務事業に係る東京都・八王子市協定書(平成19年3月31日締結)(以下「協定書」という。)に基づき東京都知事宛てに提出する。

3 栄養指導員は、提出された栄養管理報告書を施設ごとに点検及び分析評価し、施設指導の資料とするとともに、報告のあった施設に還元するものとする。

第9 その他の給食施設に対する指導

特定給食施設に該当しない給食施設についても、必要に応じ特定給食施設に準じた指導を実施する。

第10 事業報告

市長は、協定書に基づき、指導の実績について、年4回、栄養(健康増進)事業報告により東京都知事宛てに報告する。

第11 関係機関との連携

指導に当たっては、関係機関との連絡を密にすることにより、指導効果の一層の向上を図るものとする。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、保健所長が別に定める。

附 則(平成19年3月30日決定)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年(2019年)4月18日決定)

この要綱は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。

附 則(令和3年(2021年)4月14日決定)

1 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の別記様式1、別記様式2及び別記様式3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記（様式略）

- (1) 保育所給食施設栄養指導票
別紙様式第1号による。なお、判定基準は別に指示する。
- (2) 介護施設等給食施設栄養指導票
別紙様式第2号による。なお、判定基準は別に指示する。
- (3) 特定給食施設栄養指導票
別紙様式第3号による。なお、判定基準は別に指示する。
- (4) 栄養管理報告書(給食施設)
別紙様式第4号による。なお、記入方法は別に指示する。
- (5) 栄養管理報告書(病院・介護施設等)
別紙様式第5号による。なお、記入方法は別に指示する。
- (6) 栄養管理報告書(保育所・幼稚園等)
別紙様式第6号による。なお、記入方法は別に指示する。